

(案)

委 託 契 約 書

- 1 委託業務の名称 埼玉県立小児医療センター
清潔区域エアフィルター保守業務
- 2 履 行 場 所 埼玉県さいたま市中央区新都心 1 番地 2
- 3 履 行 期 間 令和 6 年 月 日 から
令和 7 年 3 月 3 1 日 まで
- 4 委 託 金 額 金 〇, 〇〇〇, 〇〇〇円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円)
- 5 契 約 保 証 金 契約金額の百分の十以上
(ただし、埼玉県立病院機構契約事務取扱規程第 2 6 条第 2 項の各号に該当する場合は免除)

上記の委託業務について、委託者 地方独立行政法人埼玉県立病院機構 と受託者_____は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の成立を証するため、本書 2 通を作成し、当事者記名押印の上、各自 1 通を所持する。

年 月 日

さいたま市中央区新都心 1 - 2
発注者 地方独立行政法人埼玉県立病院機構
埼玉県立小児医療センター

病院長 岡 明

住 所 〇〇〇〇
受注者 〇〇株式会社

代表取締役 〇 〇 〇 〇

別添

(総則)

第1条 委託者（以下「甲」という。）と受託者（以下「乙」という。）は、この契約書（仕様書を含む。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。

2 乙は、常に善良なる管理者の注意をもって契約書記載の委託業務（以下「業務」という。）を履行しなければならない。

3 乙は、業務を契約書記載の履行期間（以下「履行期間」という。）内に完了し、契約の目的物がある場合には甲に引き渡すものとし、甲は、その委託金額を支払うものとする。

4 この契約の履行に関して甲と乙との間で用いる言語は、日本語とする。

5 この契約に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。

6 この契約における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。

7 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

8 この契約に係る訴訟の提起又は調停の申立てについては、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第2条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは担保に供し、又は引き受けさせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を得た場合は、この限りでない。

(再委託等の禁止)

第3条 乙は、業務の全部又は一部を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を得た場合は、この限りでない。

(監督員)

第4条 甲は、監督員を置いたときは、書面をもって乙に通知しなければならない。その者を変更したときも、同様とする。

(業務責任者)

第5条 乙は、業務責任者を定め、書面をもって甲に通知しなければならない。その者を変更したときも、同様とする。

(業務の調査等)

第6条 甲は、必要があると認めるときは、乙に対し業務の処理状況につき調査し、又は報告を求めることができる。

(契約の変更)

第7条 甲は、必要があるときは、乙と協議の上、この契約の内容を変更することができる。

(履行期間の延長)

第8条 乙は、その責めに帰することができない理由により、履行期間内に業務を完了することができないことが明らかとなったときは、甲に対して遅滞なくその理由を明示した書面をもって履行期間の延長を求めることができる。

2 甲は、前項の規定による請求があった場合は、その内容を検討し、正当であると認めたときは、履行期間を延長することができる。

(損害のために必要を生じた経費の負担)

第9条 業務の処理に関して発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために生じた経費

は、乙が負担するものとする。ただし、甲の責めに帰すべき理由により生じたものについては、甲が負担するものとする。

(検査)

第 10 条 乙は、業務を完了したときは、遅滞なくその旨を書面をもって甲に通知しなければならない。

2 甲は、前項の通知を受けたときは、その日から 10 日以内に業務の完了を確認するための検査を行わなければならない。

3 乙は、前項の検査に合格しないときは、遅滞なく当該業務の補正を行い、甲の検査を受けなければならない。この場合、補正の完了を業務の完了とみなして前 2 項の規定を適用する。

(委託金額の支払)

第 11 条 乙は、前条の規定による検査に合格したときは、甲の指示する手続に従って委託金額の支払を請求するものとする。

2 甲は、適法な請求書を受理した日から 30 日以内に、乙に委託金額を支払わなければならない。

(履行遅滞の場合の違約金等)

第 12 条 乙の責めに帰すべき理由により履行期間内に業務を完了することができなかったときは、遅延日数に応じ、委託金額に年 2.5 パーセントの割合を乗じて計算した金額を違約金として甲に支払わなければならない。ただし、違約金の総額が 100 円に満たないときは、この限りでない。

2 甲の責めに帰すべき理由により、前条第 2 項の規定による委託金額の支払が遅れた場合は、乙は、その遅延日数に応じ、未受領金額に年 2.5 パーセントの割合を乗じて計算した額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。ただし、遅延利息の総額が 100 円に満たないときは、甲は、これを支払うことを要しないものとし、その額に 100 円に満たない端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(談合等の不正行為に係る損害の賠償)

第 13 条 この契約に関し、乙（共同企業体の場合にあつては、その構成員）が、次の各号のいずれかに該当したときは、乙は、甲の請求に基づき、この契約の委託金額（この契約締結後、委託金額の変更があつた場合には、変更後の委託金額）の 10 分の 2 に相当する額を賠償金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。契約を履行した後も同様とする。

(1) この契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 3 条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第 8 条第 1 号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項又は第 8 条の 3 の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第 63 条第 2 項の規定により取り消された場合を含む。）

(2) 納付命令又は独占禁止法第 7 条若しくは第 8 条の 2 の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体（以下「乙等」という。）に対して行われたときは、乙等に対する命令で確定したものをいい、乙等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があつたとされたとき。

(3) 納付命令又は排除措置命令により、乙等に独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違

反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

(4) この契約に関し、乙（法人の場合にあっては、その役員又はその使用人を含む。）の独占禁止法第89条第1項に規定する刑が確定したとき。

(5) この契約に関し、乙（法人の場合にあっては、その役員又はその使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6に規定する刑が確定したとき。

2 前項の規定は、甲に生じた損害額が前項に規定する損害額を超える場合は、甲がその超過分について賠償を請求することを妨げるものではない。

3 乙が前2項の賠償金を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をした日までの日数に応じ、**年2.5パーセント**の割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

（甲の催告による契約の解除）

第14条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行が、この契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 正当な理由なく受託した業務に着手すべき期日を過ぎても着手しないとき。

(2) 履行期間内に受託した業務が完了しないとき又は完了する見込みがないと認められるとき。

(3) 前各号に掲げる場合のほか、この契約の義務を履行しないとき。

（甲の催告によらない契約の解除）

第15条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 第2条の規定に違反して業務委託料債権を譲渡したとき。

(2) この契約の締結及び履行に当たり、不正の行為をしたとき。

(3) 履行期間内に受託した業務を完了させることができないことが明らかであるとき。

(4) この契約の債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(5) この契約の債務の一部の履行が不能である場合又はその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

(6) この契約の受託した業務の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行をしないでその時期を経過したとき。

(7) 前各号に掲げる場合のほか、乙がその債務を履行せず、甲が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(8) 乙からこの契約の解除の申入れがあったとき。

(9) 乙（乙が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 再委託契約その他の契約（以下「再委託契約等」という。）に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 乙が、アからオまでのいずれかに該当する者を再委託契約等の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該再委託契約等の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

2 甲は、第1項各号に規定する場合のほか、必要があるときは、乙と協議して契約を解除することができる。

（乙の損害賠償義務等）

第16条 第14条及び前条第1項の規定により、この契約が解除されたときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。ただし、当該解除の理由が乙の責めに帰することができないものであると甲が認めたときは、この限りでない。

(1) 契約保証金が免除されているとき 乙は、委託金額の10分の1に相当する額を違約金として甲の請求に基づき甲に支払わなければならない。

(2) 契約保証金が納付されているとき 当該契約保証金は甲に帰属するものとする。ただし、当該契約保証金の額が委託金額の10分の1に相当する額に満たないときは、乙は、その不足額を違約金として甲の請求に基づき甲に支払わなければならない。

2 前項の場合において、甲に生じた損害の額が、当該契約保証金及び当該違約金の額を超えるときは、乙は、その超える額を甲の請求に基づき速やかに甲に支払わなければならない。

3 第14条及び前条第1項の規定により、この契約が解除された場合において、解除により乙に損害があっても、甲はその責めを負わないものとする。

（秘密の保持等）

第17条 乙は、業務の履行に関して知り得た秘密を第三者に漏らし、又は業務の履行以外の目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（契約の費用）

第18条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

（暴力団員等からの不当な要求の報告）

第19条 乙は、乙又は再委託契約等の相手方が、この契約又は当該再委託契約等の履行に当たり、暴力団員又は暴力団関係者（暴力団の活動若しくは運営に積極的に協力し、又は関与する

者その他の暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者をいう。次項において同じ。）から不当な要求を受けたときは、遅滞なく、甲への報告、警察本部又は警察署への通報（次項において「報告等」という。）をしなければならない。

- 2 乙は、再委託契約等の相手方に対し、当該再委託契約等の履行に当たり、暴力団員又は暴力団関係者から不当な要求を受けたときは、遅滞なく、報告等をするよう措置を講じなければならない。

（定めのない事項等）

第 20 条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関して疑義が生じた場合については、甲、乙協議して定めるものとする。

(別記)

個人情報取扱特記事項

(従事者の監督)

- 第1条 受注者は、本件業務に従事している者（以下「従事者」という。）に対し、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第23条、第24条及び第179条の規定の内容を周知し、従事者から誓約書（別記様式）の提出を受けなければならない。
- 2 受注者は、前項の規定により従事者から誓約書の提出を受けたときは、発注者に対し、その写しを提出しなければならない。
- 3 受注者は、その取り扱う個人情報の適切な管理が図られるよう、従事者に対して、第3条第1項により講ずることとした措置の周知及び遵守状況の監督その他の必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(損害のために生じた経費の負担)

- 第2条 本件業務の実施に関し、個人情報の取扱いにより発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために生じた経費は、受注者が負担するものとする。ただし、その損害が発注者の責めに帰する事由による場合は、その損害のために生じた経費は、発注者が負担するものとする。

(安全管理措置)

- 第3条 受注者は、個人情報の管理責任者、従事者の管理体制及び実施体制、個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の安全管理に関する定めを作成するなど必要かつ適切な措置を講じなければならない。
- 2 受注者は、前項の規定により定めを作成するなど必要かつ適切な措置を講じたときは、発注者に対し、その内容を報告しなければならない。
- 3 発注者は、個人情報の安全管理が図られるよう、受注者に対して必要かつ適切な監督を行う。

(利用及び提供の制限)

- 第4条 受注者は、発注者の承認がある場合を除き、その取り扱う個人情報を本件業務以外の目的のために自ら利用し、又は第三者に提供してはならない。本件業務を行わなくなった後においても、同様とする。

(個人情報の提供を受ける者に対する措置要求)

- 第5条 受注者は、その取り扱う個人情報を第三者に提供する場合において、発注者と協議の上、その取り扱う個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めなければならない。

(複製等の禁止)

- 第6条 受注者は、その取り扱う個人情報の複製、送信、個人情報が記録されている媒体の外部への送付又は持ち出しその他個人情報の適切な管理に支障を及ぼすおそれのある行為をしてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承認を受けたときは、この限りでない。

(資料等の返還)

- 第7条 受注者は、本件業務を行わなくなった場合は、その取り扱う個人情報が記録された資料等（電磁的記録を含む。以下「返還対象資料等」という。）を速やかに発注者に返還しなければならない。

ならない。ただし、発注者が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

- 2 前項に定める場合のほか、受注者は、発注者の承諾を受けたときは、発注者立会いの下に返還対象資料等を廃棄することができる。
- 3 前2項の規定は、受注者が本件業務を行う上で不要となった返還対象資料等について準用する。

(再委託の禁止等)

第8条 受注者は、本件業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

- 2 受注者は、前項ただし書の規定により、本件業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせる場合は、この契約の趣旨にのっとり、その取扱いを委託され、又は請け負った個人情報の安全管理が図られるよう、委託を受け、又は請け負った者に対して次に掲げる事項を行わなければならない。

(1) 個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じさせること

(2) 個人情報の取扱状況、管理状況、従事者の管理体制及び実施体制について必要かつ適切な監督をすること

- 3 受注者が本件業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせる場合においては、当該第三者の行為は、受注者自らの行為とみなし、これに対しては、受注者が当該第三者のすべての行為及びその結果についての責任を負うものとする。

(取扱状況の報告等)

第9条 受注者は、発注者に対し、発注者、受注者双方の合意に基づき定めた期間、方法及び内容等で、その取り扱う個人情報の取扱状況等について、発注者が認めた場合を除き書面により報告しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、発注者は、受注者が取り扱う個人情報の取扱状況、管理状況、従事者の管理体制及び実施体制について、必要に応じ報告を求め、実地に調査することができる。
- 3 発注者は、受注者に対し、前2項の規定による報告又は調査の結果に基づき、必要な指示をすることができる。

(契約の解除)

第10条 発注者は、受注者の責めに帰すべき事由により情報漏えい等の事故が発生したときは、この契約を解除することができる。

(安全確保上の問題への対応)

第11条 受注者は、本件業務の遂行に支障が生じるおそれのある事案の発生を知ったときは、直ちにその旨を発注者に報告し、遅滞なく書面により報告しなければならない。

- 2 受注者は、前項の事案が個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の個人情報の安全の確保に係る事態である場合には、直ちに発注者に対し、当該事案の内容、経緯、被害状況等を報告し、被害の拡大防止又は復旧等のために必要な措置に関する発注者の指示に従わなければならない。
- 3 受注者は、事案の内容、影響等に応じて、その事実関係及び再発防止策の公表、当該事案に係る本人への対応（本人に対する適宜の手段による通知を含む。）等の措置を発注者と協力して講じなければならない。

誓 約 書

私は、本件業務（契約業務名）に従事するに当たり、その業務を通じて取り扱う個人情報に関し、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第23条（安全管理措置）、第24条（従業者の監督）及び第179条（罰則）の規定の内容について、下記の者から説明を受けました。

私は、本件業務に従事している間及び従事しなくなった後において、その業務を通じて取り扱う個人情報について、個人情報の保護に関する法律等の関係法令が適用されることを自覚し、本件業務の従事者として誠実に職務を行うことを誓います。

記

説明した者 （受注者の名称）
 （本件業務に関する総括責任者の役職名） （氏名）

年 月 日

 所属・職名
誓約者（従事者） 氏名

（注1）この場合における「従事者」とは、受注者の組織内において、受注者の指揮命令系統に属し、本件業務に従事している者すべてが含まれる。いわゆる正規職員・社員等に限られず、また、受注者と雇用関係にあることは要件ではない。すなわち、いわゆるアルバイトや派遣労働者、法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）の代表者又は法人若しくは人の代理人も含まれる。

（注2）当該誓約書は個人情報取扱特記事項第1条第1項に基づく従事者の監督について確認を行うため、取得している。

業 務 委 託 共 通 仕 様 書

この仕様書は、業務委託に係る業務の共通事項を示すものであって、実施に当たっては、誠意をもって行わなければならない。

(法令上の遵守)

- 1 受注者は、業務の実施にあたって、関係法令を遵守し、特に、関係法令に定められた諸手続（許可、届出等）を遅滞なく行わなければならない。

(責任者の指定)

- 2 受注者は、各委託対象業務ごとに業務責任者正副各 1 名（1 名のみ配置の業務にあたっては正のみ）を、配置した業務従事者の中から指定し監督員に届け出なければならない。なお、1 委託対象に 2 以上の業務がある場合は、業務責任者の中から総括責任者正副各 1 名を指定し監督員に届け出ること。

(業務従事者の確保)

- 3 受注者は契約の履行を期するため、業務の遂行に適した者を配置しなければならない。

(業務従事者名簿)

- 4 受注者は、業務従事者名簿（担当業務、氏名、年齢、住所を記載したもの）に写真と業務に従事するために必要な資格を証する書類の写しを添付して、監督員に提出しなければならない。異動があった場合も同様とする。

(服装・規律)

- 5 受注者は、業務従事者に次に掲げる事項を厳格に守らせなければならない。

- (1) 勤務中は受注者制定の衣服を着用すること。また、名札を必ず着用すること。
- (2) 勤務中は、礼儀正しく品行を慎み、応接にあたっては懇切丁寧を旨とし、仮りにも粗暴にわたる言動があってはならないこと。
- (3) 勤務中に飲酒をしてはならないこと。また、酒気をおびて、勤務してはならないこと。
- (4) 病院敷地内は禁煙とする。
- (5) その他勤務の遂行を怠るような行為をしないこと。

(貸与品)

- 6 貸与品

- (1) 発注者は、発注者から受注者へ貸与する機械備品（以下「貸与品」という。）については、品名、数量、品質及び規格又は性能を明示し、受注者に引渡しするものとする。
- (2) 受注者は、貸与品の引渡しを受けたときは、遅滞なく発注者に受領書又は、借用書を提出し、善良な管理者の注意をもって保管しなければならない。
- (3) 受注者は、自己の故意又は過失により貸与品が滅失もしくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者が指定した期間内に代品を納め、もしくは現状に復し、又は損害を賠償しなければならない。

(委託業務実施記録)

- 7 受注者は、委託業務責任者に、実施した日の委託業務実施状況を記録させ、監督員に提出しなければならない。

(異状又は事故報告)

- 8 受注者及び受注者の委託業務責任者は、委託対象に異状を認めた場合は、直ちに監督員に通

報しなければならない。事故が発生したときは、直ちに適切な措置を講ずるとともに、監督員及び関係者に通報しなければならない。

なお、受注者は、事故の状況を記した書類を監督員を経由して発注者に提出するものとする。
(委託業務実施上の留意事項)

9 業務の実施にあたっては、次の事項に留意しなければならない。

- (1) 安全の管理及び事故防止に努めること。
- (2) 火気の使用にあたっては、十分注意すること。
- (3) 電力、ガス、水の使用にあたっては、極力節約に努めること。
- (4) 水の使用又は機械器具等の使用により、建物・器物等に損傷を与えないこと。
- (5) 衛生に留意すること。
- (6) 整理整頓及び後片付け等に努めること。

(事務引継)

10 受注者は、受注者以外の者が当該業務を受託することが明らかになったとき、発注者の監督のもと、新しい受託者が円滑に業務を履行するために必要な引継ぎを誠意をもって行わなければならない。

埼玉県立小児医療センター清潔区域エアフィルター保守業務 特記仕様書

1 総則

1-1 一般事項

本仕様書は、埼玉県立小児医療センター（以下「発注者」という。）が発注する清潔区域エアフィルター保守業務（以下「本業務」という。）の適正な履行の確保を図るため、委託契約約款（以下「約款」という）第1条第1項に規定する仕様書として、本業務に必要な事項を定めるものとする。また、この仕様書は、本業務の大要を示すものであって、現場の状況に応じここに記載されていない細部の事項についても誠意をもって行うものとする。

1-2 適用範囲

受注者は、約款、図面及び本特記仕様書の定めるところにより、本業務を履行するものとする。

1-3 提出書類

- (1) 受注者は、指定の期日までに、発注者の定める様式により、別表の書類を提出する。
- (2) 受注者は、提出した書類に変更が生じた時は、直ちに変更届を提出する。
- (3) 受注者は、業務履行関係書類を常に、監督員に提出できるように整備しておく。

2 安全管理

2-1 一般事項

受注者は、常に安全に留意して現場を管理し、災害を防止するために、従業員及び公衆の安全衛生を図るため常に細心の注意を払い、労働安全衛生法規等を遵守する。

2-2 事故の防止

- (1) 受注者は、業務履行に必要な安全管理者、業務責任者等を配置して、安全管理と事故防止に努める。
- (2) 受注者は、業務履行に当たり、使用する機械・器具の点検整備を行い、取扱いに当たっては、熟練者が操作し、事故を未然に防止する。

2-3 事故報告

受注者は、業務履行中、万一事故が発生したときは、必要な措置を講ずるとともに事故発生の原因及び経過並びに事故による被害の内容等を速やかに監督員に報告しなければならない。

2-4 後片付け

受注者は、業務の完了までに現場内の清掃を行い、付近施設に損傷を与えた場合は修復する。

3 業務履行

3-1 工程及び現場監理

(1) 受注者は、監督員の承諾を受けた工程表・実施計画書に従い、業務の円滑な履行と適正な管理を行う。

(2) 業務にあたっては、高度な小児専門病院である当センターの特殊性を十分理解し、以下の事項について注意すること。

ア 患者に対する安全を心がけ、安静療養を妨げないこと。

イ 業務上知り得た発注者の秘密については、他に漏らさないこと。

3-2 就業時間

受注者は、業務の履行時間については、あらかじめ発注者と協議する。

4 業務概要

4-1 業務場所

埼玉県さいたま市中央区新都心1番地2

4-2 対象機器

別添表1及び別紙図面のとおり。

4-3 業務内容

(1) HEPAフィルター交換

別添表1及び別紙図面で対象とした機器のHEPAフィルターを、新品の同等品と交換し、使用済みとなった既設品は受注者がリサイクル回収等する。

(2) リーク測定

対象機器のHEPAフィルター交換後に、エアリーク測定を行い機能性に問題がないことを確認する。

(3) 空気清浄度測定

ISO 14644-1 に準じて行い、該当室内の空気清浄度が規定値以内に保たれていることを確認する。

5 報告書

受注者は、作業完了後、書面にて報告書を作成し提出をする。報告書には対象の部屋毎にフィルター交換前、交換後の比較写真を添付すること。

6 臨機の措置

発注者は、本業務を実施するうえで必要と認められる場合は、受注者と協議の上、実施計画書の作業の繰り上げ、または延長等所要の措置を求めることができるものとする。

7 その他

(1) 受注者は、本業務にあたり、近隣住民の迷惑とならないよう十分に配慮しなければならない。

(2) 経費の負担

本業務に必要とする消耗品及び用紙類は、受注者の負担とする。

(3) 運用上の制限

ア 受注者は、運営管理に基づく権利の全部又は一部を第三者に譲渡し、転貸し、質入れもしくは担保に供し、または営業の委託もしくは名義貸し等をすることはできない。

イ 受注者は、本業務について大規模な修繕、模様替え、原状を変更する等の行為をする時は、事前に書面をもってセンターの承認を得なければならない。

ウ 受注者は、許可なく建物を建築又は設置することはできない。

(4) 受注者の取消しまたは変更

次の各号に該当するときは、契約の取消しまたは変更をすることができる。また、この場合、センター又は第三者に損害を与えたときは、すべて受注者の責任でその損害を賠償しなければならない。

ア 受注者が仕様書の各条項に違反又は義務を果たさないとき

イ 本業務参加資格要件の各条項に違反したとき

ウ その他受注者が法令などの規定に違反した場合

(5) 本仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者が協議の上定める。

(6) 本仕様書の内容について疑義が生じた場合は、発注者と受注者で協議する。

別表 提出書類

番号	名称	部数	摘要
1	現場責任者等通知書	1 部	契約の日から 7 日以内
2	業務従事者名簿	1 部	契約の日から 7 日以内 従事者に変更があった日から 7 日以内
3	誓約書	1 部	契約の日から 7 日以内
4	実施工程表	1 部	契約の日から 1 4 日以内
5	実施計画書	1 部	必要な場合
7	打合せ議事録	1 部	〃
8	日報	1 部	〃
9	点検報告書	1 部	
10	下請負人通知書	1 部	必要な場合
11	事故報告書	1 部	〃
12	業務完了通知書	1 部	工事完了後遅滞なく
13	その他必要なもの	1 部	必要な場合

別添表1

交換対象HEPAフィルター

階	区分	部屋名	台数	参考サイズ	参考型番	備考
5	F	N4	6	610×760×150	アイソテック MDF-2WC-CG	参考型番同等品も可
5		感染隔離室1	1	610×1220×150	アイソテック MDF-4WC-CG	参考型番同等品も可
5		感染隔離前1	1	610×760×150	アイソテック MDF-2WC-CG	参考型番同等品も可
5		眼底検査室	2	610×915×150	アイソテック MDF-3WC-CG	参考型番同等品も可
5	G	調乳母乳室	1	610×915×150	アイソテック MDF-3WC-CG	参考型番同等品も可
5		眼底脳波室	1	610×915×150	アイソテック MDF-3WC-CG	参考型番同等品も可
5		G3	8	610×1220×150	アイソテック MDF-4WC-CG	参考型番同等品も可
5	H	検査室	1	610×760×150	アイソテック MDF-2WC-CG	参考型番同等品も可
5		注射室	1	610×760×150	アイソテック MDF-2WC-CG	参考型番同等品も可
5		SS	6	610×1220×150	アイソテック MDF-4WC-CG	参考型番同等品も可
5		G5	1	610×760×150	アイソテック MDF-2WC-CG	参考型番同等品も可
5		G4	1	610×915×150	アイソテック MDF-3WC-CG	参考型番同等品も可
5	I	G2/SS	7	610×760×150	アイソテック MDF-2WC-CG	参考型番同等品も可
5	J	G1(左)	7	610×760×150	アイソテック MDF-2WC-CG	参考型番同等品も可
5	K	G1(中)	6	610×760×150	アイソテック MDF-2WC-CG	参考型番同等品も可
5	E	G1(右)	7	610×760×150	アイソテック MDF-2WC-CG	参考型番同等品も可
		合計枚数	57			
		サイズ別内訳	37	610×760×150	アイソテック MDF-2WC-CG	参考型番同等品も可
			5	610×915×150	アイソテック MDF-3WC-CG	参考型番同等品も可
			15	610×1220×150	アイソテック MDF-4WC-CG	参考型番同等品も可
		合計枚数	57			

※ HEPAフィルターは、アルミ枠を使用すること。

5階 平面図

空氣清淨度

 ISO クラス 7 (class 10,000)

 ISO クラス 8 (class 100, 000)

